10月1日から「南阿蘇村プレミアム付商品券」の 販売が始まります

消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・ 下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を10月1日から販売します。

この商品券は、一人最大20.000円で25.000円分の商品券を購入できる制度です。対象者には申請書を8 月上旬に送付していますので、申請がお済みでない場合は早めの申請をお願いします。

※医療、介護の自己負担分の支払いにも利用できるようになりました。

対象者	【非課税者など】 平成31年1月1日時点で村の住民基本台帳に記録されている者のうち市町村民税が課税されていない者など (※対象者には申請書を8月上旬に送付しています。) 【子育て世帯】 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した児童の属する世帯の世帯主(※申請は不要です。対象者に購入引換券を送付します。)
商品券の構成	1冊4,000円で販売 (500円券10枚=5,000円) ※一人5冊まで購入可
利用の流れ	①対象者は購入引換券交付申請書を村に提出 (※子育て世帯は申請不要) ②申請に基づき、対象者に購入引換券を交付 ③交付された購入引換券を持参し、販売所で商品券を購入 ④使用可能な店舗で商品券を使い買い物
商品券の販売場所	南阿蘇村役場内(商品券販売・換金所)
商品券の販売期間	令和元年10月1日 (火) ~令和2年2月28日 (金) 午前10時から午後4時まで
使用可能店舗	村が発行した事業者登録証を店内に掲示してある店舗 使用可能店舗は「購入引換券」を送付する際にお知らせします。
使用期間	令和元年10月1日 (火) ~令和2年3月22日 (日)
商品券の使用対象と ならないもの	・不動産や金融商品に関わる支払い ・たばこ ・商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの ・性風俗関連特殊営業において提供される役務 ・国税、地方税や電気・ガス・水道料金等 ・特定の宗教・政治団体と関わるもの等 ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・商品券の交換または売買
商品券の使用に 当たっての留意事項	 ・登録事業者 (店舗) において使用できる。 ・つり銭は出ない。 ・使用期間内のみで使用できる。 ・現金との引換はできない。

〈問い合わせ〉政策企画課 企画係 Tel (67) 2230